

南あわじ市多世代同居・近居支援事業補助金 簡単フローチャート

スタート

はい →
いいえ →

現在親(または子※)と同居していますか？

過去1年以内に世帯員が1人以上増えましたか？

家を新築・リフォーム・増改築し、同居を続けますか？

裏面の要件をご確認ください

この補助金の対象
ではありません

リフォーム(増改築)を行いますか？

裏面の要件をご確認ください

この補助金の対象
ではありません

現在、親(又は子※)と同じ単位自治会の区域内に住んでいますか？

転居後は、親(又は子※)と同居しますか？

親(又は子※)の家に入りますか？

家を新築または購入して同居しますか？

転入・転居後は、親(又は子※)と同居しますか？

転入・転居後は、親(又は子※)と同じ単位自治会区域内に住む(近居をする)予定ですか？

家を新築または購入しますか？

この補助金の対象
ではありません



●下の要件すべてを満たせば、多世代同居・近居支援事業の対象者になります

〔申請者に関する要件〕

- 家の所有(予定)者本人である
- 自治会に加入している。または今後加入予定である
- 引き続き3年以上同居(近居)を続ける意思がある
- 多世代近居等予定者が過去1年以上多世代近居等を行っていない
- 同居・近居対象者のうち、18歳以上の全ての所得の計を 人数で割った額が230万円以下である
- 同居・近居を行うすべての方に市税の未納がない
- 同居・近居を行う全ての方が暴力団排除条例に規定する暴力団員でない

〔新築・購入・リフォーム等をする住宅に関する要件〕

- 自己の居住のための一戸建て住宅である
- 専用住宅、併用住宅(店舗等の用に供する部分を除く)であって、原則として玄関、台所、トイレ及び浴室を備え、延床面積50平方メートル以上のもの
- 新築・購入・リフォーム(増改築)にかかる費用が30万円以上である
- 住宅を新築または購入をする場合、申請時点で所有権保存(移転)登記に着手していない。
- 住宅を購入する場合、2親等内の親族以外の者から購入した住宅である
- 住宅をリフォーム(増改築)する場合、申請時点で契約をしていない
- リフォーム(増改築)工事は、トイレ・風呂・キッチンのいずれか1つ以上を含む工事である
- リフォーム(増改築)工事は、市内に本社(店)がある法人又は市内で事業を営む個人事業主が施工する
- 別荘等一時的に利用する者や賃貸・販売等営利を目的としない

●補助金の額 **最大 100 万円**

家の新築、購入、増改築、リフォーム等に要した経費の3分の1(1,000円未満切り捨て)と100万円を比較して少ない方の額が補助金の額となります。

※外構工事や敷地造成、倉庫の設置・撤去等、経費として認められないものもあります。詳しくはお尋ねください。

●ご注意ください

- 申請から請求書の提出までは必ず事業期間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)の同一年度内に行う必要があります。工期等余裕をもって申請してください。
- 国、県または市の補助金と重複して受けることはできません。
- 確定申告等に関しては、税務署までお問合せください。

必要書類

【補助金を申請するとき】

- 南あわじ市多世代同居・近居支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 住宅の評価証明書もしくは申請者が当該住宅の所有者であることを証する書類
- 多世代近居等予定者にかかる調査書(様式第2号)
- 多世代近居等予定者の住民票(全部)の写し
- 多世代近居等予定者が過去1年以上多世代近居等を行っていないことが確認できる戸籍附票(住民票の写しで証明できない場合に限る。)
- 多世代近居等予定者が多世代家族であることを証明できる戸籍全部事項証明書その他の書類
- 多世代近居等予定者の直近年度の課税証明書
- 対象経費の見積書の写し(見積金額の内訳書含む)
- 住宅の平面図及び位置図(地図上で住宅の場所がわかるもの)、立面図など対象工事の内容が確認できる書類
- 誓約書兼同意書(様式第3号)
- 対象工事の施工箇所の写真 ※リフォーム、増築、改築の場合のみ



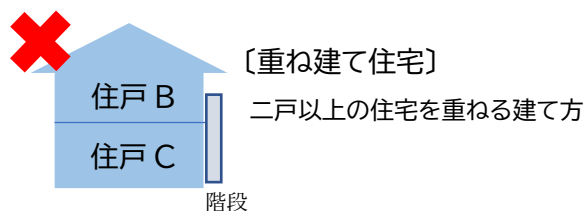
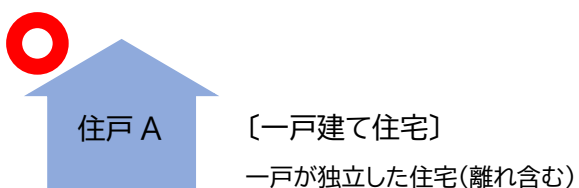
【実績報告をするとき】

(共通)

- 南あわじ市多世代同居・近居支援事業補助金実績報告書(様式第4号)
 - 多世代近居等実施者全員の住民票(全部)の写し(発行日から1月以内、続柄・本籍記載)
 - 多世代近居等実施者全員の未納税額のない証明書(発行日から1月以内)
 - 対象経費の領収書の写し(申請者の支払額が明記されているもの。正式な領収書、銀行払い込み用紙の写し、通帳の写し等)
 - ※その他、市長が必要と認める書類
- (新築・購入した方)
- 住宅の登記事項証明書の原本
(所有権登記を完了したもので申請者住所が対象の住宅所在地であるもの)
 - 住宅の完成時又は取得時の写真(外観がわかるもの)
 - 工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約金額の内訳書を含む)
(増築、改築をした方)
- (リフォームをした方)
- 住宅の登記事項証明書の原本
(所有権登記を完了したもので申請者住所が対象の住宅所在地であるもの)
 - 対象工事を行った住宅の施工箇所が対比できる写真
 - 対象工事の請負内容が確認できる書類(契約金額の内訳書を含む)
- (リフォームをした方)
- 対象工事を行った住宅の施工箇所が対比できる写真
 - 対象工事の請負内容が確認できる書類(契約金額の内訳書を含む)

Q.多世代同居って何？

A.一戸建て住宅に多世代家族が住む
ことをいいます。一戸建て住宅について
は下記をご覧ください。

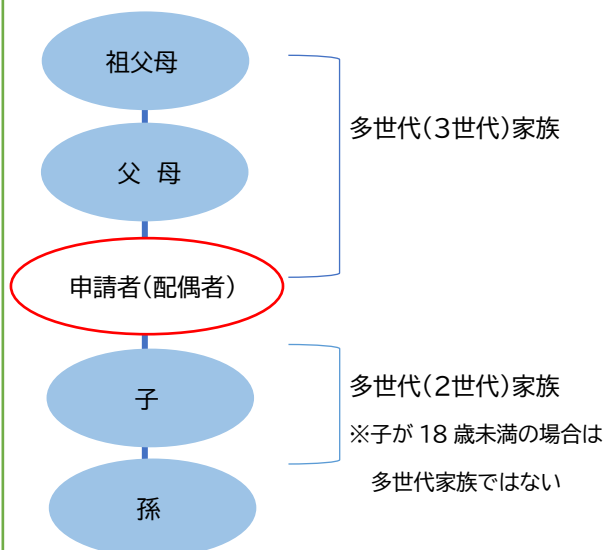


※重ね建て住宅、連続建て住宅に多世代
家族が住む場合は「近居」とみなします。

Q.多世代家族って？

A.直系親族間の2世代以上の家族
いいます。ただし18歳未満の子は
含みません。

※直系親族とは、自分又は配偶者を中心
として、父や母、祖父母など直接遡る
家族又は子や孫、ひ孫などの直接下っ
ていく家族のことをいいます。



【問合せ先】南あわじ市役所 総務企画部 ふるさと創生課
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1
電話 0799-43-5205 FAX 0799-43-5305
E-mail furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp